

公立大学法人県立広島大学公告第二号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定によって、公立大学法人県立広島大学の平成二十四年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

平成二十五年七月二十九日

公立大学法人県立広島大学理事長 中 村 健 一